

別表第 2（第10条関係）

（平28規則 5・一部改正）

占用物件等	免除・減額の区別	減額の割合
1 共同通路を設置するために占用する法敷等	免除	
2 住宅等へ出入する通路を設置するために占用する幅員 2メートル以下の法敷等	免除	
3 住宅等へ出入する通路を設置するために占用する幅員 2メートルを超える法敷等	減額	占用料の90パーセント
4 カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板等で、交通安全、河川等の美化その他の公共の利益に寄与するもの	免除	
5 地先から雨水又は汚水を水路等に排出するために設置する排水管又はかんがい用施設	免除	
6 ガス、電気及び通信を各戸に引き込むために設置する地下埋設管	免除	
7 ガス事業者が設置する地下埋設管	減額	占用料の30パーセント
8 民営の水道事業者（専用水道を除く。）が設置する地下埋設管	減額	占用料の50パーセント
9 占用物件である電柱、電話柱その他の柱類を支えている支線、支柱又は支柱線	免除	
10 市長が設置する照明灯又は標識を無償で添架させている電柱又は電話柱	免除	
11 防犯灯を無償で添架させている電柱又は電話柱	免除	
12 電気事業者又は認定電気通信事業者が設置する架空の河川横断電線又は各戸引込線	免除	
13 公園、緑地、広場及び運動場で、無料で不特定多数の人に開放するもの	免除	
14 上空に設置する看板	減額	占用料の50パーセント